

市政情報

マイナンバーカードの有効期限と更新

マイナンバーカードには2つの有効期限があり、発行日から5回目の誕生日でICチップ内の電子証明書、発行日から10回目の誕生日でカード本体の有効期限を迎えます。有効期限の2、3か月前に有効期限通知書が送付されますので、更新が必要です。

※未成年のカード本体の有効期限は、発行日から5回目の誕生日です。

電子証明書の更新方法

マイナンバーカードを持参し、直接市民課へ。

カード本体の更新方法

有効期限通知書に同封の申請書を確認の上、オンライン又は郵送で申請を行い、申請後はがきが届いたら直接市民課へ。

申・問市民課

☎21-1402
FAX 23-2234



市HP

10月は食品ロス削減月間「おいしく楽しく食べよう！」

10月は食品ロス削減月間です。また、30日は食品ロス削減の日です。食べ物を無駄にするのは「もったいない！」食品ロスを減らすために一人ひとりができることから始めましょう！

家庭でできる食品ロス削減

お買い物では

- ・安いからと言って買い過ぎないよう注意しましょう。
- ・買い物前に冷蔵庫をチェックしましょう。

食品の保存では

- ・冷蔵庫を整理しましょう。

調理するときは

- ・食べきれない分だけ作りましょう。
- ・残った料理はリメイクしましょう。

問廃棄物対策課

☎21-1401
FAX 23-7700



市HP

印鑑登録と印鑑登録証明書

印鑑登録証明書は、不動産の売買、登記やローンの設定、自動車の購入など、様々な契約手続に必要な書類です。

印鑑登録できる人 市に住民登録をしている満15歳以上の人

登録できる印鑑 8ミリメートル以上25ミリメートル以下の正方形に収まる大きさのもの。ただし、大量に製造された印鑑(三文判等)やゴム印等の変形しやすい印鑑、他の人が登録している印鑑等は登録できません。

登録できる場所 市民課

印鑑登録の手続き 登録後に印鑑登録証(カード)が交付され、印鑑登録証明書の交付を請求することができます。

即日での登録は、次の①・②の場合のみ可能です。

- ①本人が「登録する印鑑」と「マイナンバーカードや運転免許証、旅券などの官公署発行の顔写真付きの身分証明書」を持参した場合
- ②本人が「登録する印鑑」と「資格確認書等の本人確認書類」と「保証人欄に東松山市で印鑑登録をしている人の署名と保証人が登録している印鑑が押印された印鑑登録申請書」を持参した場合

上記以外の場合は、登録申請後に本人の住所へ郵送される照会書を持参する必要があります(即日での登録はできません)。なお、代理人が申請する場合は、委任状が必要です。委任状について、詳細は市HPをご確認いただくか、下記までお問い合わせください。

印鑑登録証明書の交付請求(手数料:1通200円)

・市民課又は市民活動センターで請求する場合

証明が必要な人の印鑑登録証(カード)を持参し、請求書に登録者の住所、氏名、生年月日を正確に記入する必要があります。

・コンビニエンスストア等に設置のマルチコピー機で請求する場合

マイナンバーカード(利用者証明用電子証明書が有効なものに限る)を使用し、マルチコピー機で4桁の暗証番号を入力して発行することができます。利用できる時間は、午前6時30分～午後11時です。

問市民課 ☎59-9924 FAX 23-2234



市HP

浄化槽の各種届出

浄化槽法の規定により、転入・転出等をする人は次の届出書を環境センターへ提出してください。

なお、様式は市HPからダウンロードできます。

届出の種類	内容	提出期間
浄化槽使用開始報告書	使用を開始したとき	開始した日から30日以内
浄化槽使用廃止届出書	使用を廃止したとき	廃止した日から30日以内
浄化槽管理者変更報告書	管理者を変更したとき	変更した日から30日以内
浄化槽技術管理者変更報告書	技術管理者を変更したとき(処理対象人員が501人以上の施設)	変更した日から30日以内
浄化槽使用休止届出書	使用を休止したとき	使用を休止するための清掃を行ったとき
浄化槽使用再開届出書	使用を再開したとき	使用を再開した日から30日以内

申・問環境センター ☎24-2888



市HP

広報紙の配布場所

広報ひがしまつやま・市議会だよりは、各地区の自治会等を通じて各家庭にお届けしています。また公共施設、駅、スーパーマーケット、コンビニエンスストアなどでも配布しています。

問広報広聴課

☎21-1410
FAX 22-5516



市HP

都市計画の案の縦覧

東松山都市計画道路(3・3・3号東松山鴻巣線)の変更について、案の縦覧及び意見書の受付を行います。

変更の内容

終点位置の変更

案の縦覧場所

県都市計画課、県東松山県土整備事務所、市都市計画課、吉見町まち整備課

案の縦覧及び意見書の提出期間

10月31日(金)～11月14日(金) 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)

意見書の提出

縦覧場所で配布する意見書に必要な事項を記入し、11月14日(金)午後5時15分までに直接又は郵送(必着)で県都市計画課、県東松山県土整備事務所又は市都市計画課へ。

県都市計画課(〒330-9301さいたま市浦和区高砂3-15-1 ☎048-830-5343)

県東松山県土整備事務所(〒355-0024六軒町5-1 ☎22-2453)

市都市計画課(〒355-8601松葉町1-1-58)

※県電子申請届出サービスでも提出できます。

問東松山市、吉見町の住民又は利害関係人

問市都市計画課

☎21-1425
FAX 24-8857



市HP

市公式LINEで大切な情報が届くようになりました

10月1日(水)から市HPのトップページに掲載している「防災・気象・防災行政無線情報」の情報が市公式LINEに自動的に配信されます。大切な情報を迅速に配信します。情報を得るためには手続きが必要になります。

注意点

受信設定から「防災・気象・防災行政無線情報」のカテゴリを選択しないと、災害時の避難情報等、緊急を要する情報が届きません。忘れずに選択をお願いします。

防災・気象・防災行政無線情報の例

- ・避難所の開設・閉鎖
- ・気象情報(大雨、竜巻、大雪、熱中症など)
- ・特殊詐欺防止の周知
- ・迷い人のお知らせ など

手続き方法

市公式LINEに友だち登録をしている人

トーク画面の下にあるリッチメニューから「受信設定」を選択し、カテゴリ、地区を選択することで、受信したい情報のみを選択することができます。

・「防災・気象情報」のカテゴリを既に選択している人

自動的に新しいカテゴリ「防災・気象・防災行政無線情報」に引き継がれますので、手続きは不要です。

・「防災・気象情報」のカテゴリをまだ選択していない人

ぜひこの機会に新しいカテゴリ「防災・気象・防災行政無線情報」を選択してください。



市公式LINEに友だち登録をしていない人(初めて友だち登録をする人)

①友だち登録をお願いします。

アカウント名: 東松山市(@e_matuyama_city)
LINE ID: @e_matuyama_city

②トーク画面下に表示される「受信設定」から「防災・気象・防災行政無線情報」というカテゴリを選択してください。そのほか、受信したい情報も選択してください。

問広報広聴課 ☎21-1410 FAX 22-5516

LINE以外でも情報発信しています



X(エックス)

Facebook

東松山
いんぷおメール